

資料4

平成26年4月30日 水曜日 官報 (号外第96号)

2

○内閣府令第三十九号

子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第三十四条第三項、第四十六条第三項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を次のように定める。
平成二十六年四月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

目次

- 第一章 総則(第一条—第三条)
- 第二章 特定教育・保育施設の運営に関する基準
- 第一節 利用定員に関する基準(第四条)
- 第二節 運営に関する基準(第五条—第三十四条)
- 第三節 特例施設型給付費に関する基準(第三十五条—第三十六条)
- 第三章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準
- 第一節 利用定員に関する基準(第三十七条)
- 第二節 運営に関する基準(第三十八条—第五十条)
- 第三節 特例地域型保育給付費に関する基準(第五十一条—第五十二条)
- 附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 特定教育・保育施設に係る子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第三十四条第三項の内閣府令で定める基準及び特定地域型保育事業に係る法第四十六条第三項の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。
一 法第三十四条第二項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について市町村(特別区を含む。以下同じ。)が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第四条の規定による基準
二 法第三十四条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第五条第一項、第六条(第五項を除く。)、第七条、第十三条、第十五条、第二十四条から第二十七条まで、第三十二条、第三十五条及び第三十六条並びに附則第二条及び第三条第一項の規定による基準
三 法第四十六条第三項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第三十七条及び附則第四条の規定による基準
四 法第四十六条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第二十四条から第二十七条まで(第五十条において準用する場合に限る。)、第三十二条(第五十条において準用する場合に限る。)、第三十八条第一項、第三十九条(第四項を除く。)、第四十条、第四十二条第一項から第三項まで、第四十三条、第四十四条、第五十一条及び第五十二条並びに附則第三条第二項及び第五条の規定による基準
五 法第三十四条第二項又は第四十六条第二項の規定により、法第三十四条第三項各号又は第四十六条第三項各号に掲げる事項以外の事項について市町村が条例を定めるに当たつて参酌すべき基準(定義)
六 この府令において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一 小学校就学前子ども 法第六条第一項に規定する小学校就学前子どもをいう。
二 認定こども園 法第七条第四項に規定する認定こども園をいう。

- 三 幼稚園 法第七条第四項に規定する幼稚園をいう。
四 保育所 法第七条第四項に規定する保育所をいう。
五 家庭的保育事業 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業をいう。

- 六 小規模保育事業 児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業をいう。
七 居宅訪問型保育事業 児童福祉法第六条の三第十一項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。
八 事業所内保育事業 児童福祉法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業をいう。
九 支給認定 法第二十条第四項に規定する支給認定をいう。
十 支給認定証 法第二十条第四項に規定する支給認定証をいう。
十一 支給認定の有効期間 法第二十条第四項に規定する支給認定の有効期間をいう。
十二 支給認定証 法第二十条第四項に規定する支給認定の有効期間をいう。
十三 支給認定の有効期間 法第二十二条第四項に規定する支給認定の有効期間をいう。
十四 特定教育・保育施設 法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設をいう。
十五 特定教育・保育 法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育をいう。
十六 法定代理受領 法第二十七条第五項(法第二十八条第四項の規定において準用する場合を含む。)又は法第二十九条第五項(法第三十条第四項の規定において準用する場合を含む。)の規定により市町村が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。
十七 特定地域型保育事業者 法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育事業者をいう。
十八 特定地域型保育 法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育をいう。
十九 特別利用保育 法第二十八条第一項第二号に規定する特別利用保育をいう。
二十 特別利用教育 法第二十九条第一項第三号に規定する特別利用教育をいう。
二十一 特別利用地域型保育 法第三十条第一項第二号に規定する特別利用地域型保育をいう。
二十二 特定利用地域型保育 法第三十条第一項第三号に規定する特定利用地域型保育をいう。
(一般原則)
二十三 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するため適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。
二十四 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立つて特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するよう努めなければならない。
二十五 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
二十六 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行ふとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第二章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

(利用定員)

第一条 利用定員に関する基準

(利用定員)

(利用定員)

2

特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

一 認定こども園 法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

二 幼稚園 法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分

三 保育所 法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(二) 小学校就学前子どもの区分

(二) 第二節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第五条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第二十条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならぬ。

2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要な事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とに接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要な事項を電子計算機を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要な事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受けける旨の承諾又は受けない旨の申出を含む）。

3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と、利

用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 特定教育・保育施設は、第二項の規定により第一項に規定する重要な事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第二項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの

（利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第六条 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの数に該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合には、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第十九条第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの数に該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第十九条第一項第一号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合には、法第二十条第四項の規定による認定に基づき、保育の必要的程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 前二項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

4 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難な場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

5 特定教育・保育施設は、協力して適用する場合を含む。の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（あつせん、調整及び要請に対する協力）

第七条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第四十二条第一項の規定により市町村が行うあつせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの数に該当する支給認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第二十四条第三項（同法附則第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（受給資格等の確認）

第八条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によつて、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等を確かめるものとする。

（支給認定の申請に係る援助）

第九条 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあつた場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならぬ。

（心身の状況等の把握）

2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りではない。

（小学校等との連携）

第十一条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

（小学校等との連携）

第十二条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育と地元の連携に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他の小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者との機関との密接な連携に努めなければならない。

四 特定教育・保育の提供を行う日（法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもとの区分に係る利用定員を定めている施設であっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間、提供を行わない日

五 支給認定保護者がから受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額

六 第四条第二項各号に定める小学校就学前子どもとの区分ごとの利用定員

七 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たつての留意事項（第六条第二項及び第三項に規定する選考方法を含む。）

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

十 虐待の防止のための措置に関する事項

十一 その他特定教育・保育施設の運営に関する重要な事項

十二 勤務体制の確保等

第十二条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することとができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

第十三条 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行つてはならない。

ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第三十四条第五項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第二十四条第五項又は第六項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(掲示)

第十四条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

(虐待等の禁止)

第十五条 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第三十三条の十各号に掲げる行為その他の当該支給認定子どもとの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第十六条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第四十七条第三項の規定により懲戒に關しその支給認定子どもとの福祉のために必要な措置を講じなければならない。

(秘密保持等)

第十七条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給

認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行ふ者その他の機関に対して、支給認定子どもに關する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならぬ。

(情報の提供等)

第二十八条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用するようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるよう、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第二十九条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第五十九条第一号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行ふ者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対価として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対価として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情解決)

第三十条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもとの家族（以下この条において「支給認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、市町村からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第三十一条 特定教育・保育施設は、その運営に当たつては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を図る等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第三十二条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

1 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

2 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

3 事故が発生した場合の対応、次号に規定する研修を定期的に行うこと。

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該支給認定子どもとの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
 4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

第三十三条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

- 第三十四条** 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

- 2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

一 第十五条第一項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たつての計画

二 第十二条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録

三 第十九条に規定する市町村への通知に係る記録

四 第三十一条第二項に規定する苦情の内容等の記録

五 第三十二条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

六 第三節 特例施設型給付費に関する基準

(特別利用保育の基準)

- 第三十五条** 特定教育・保育施設(保育所に限る。この条において同じ。)が法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第三十四条第一項第三号に規定する基準を遵守しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第十九条第二項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第四条第二項第三号の規定により定められた法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

- 特定教育・保育施設が、第一項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、本章(第六条第三項及び第七条第二項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第六条第二項中「特定教育・保育施設(認定子ども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは、「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に係る利用定員の総数」とあるのは、「法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもとの区別による利用定員の総数」とする。

(特別利用教育の基準)

- 2 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。次項において同じ。)が法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用教育を提供する場合には、

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもとあるのは、「法第十九条第一項第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、「法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、「法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設を現に利用している法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第四条第二項第二号の規定により定められた法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

- 第三十六条** 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。次項において同じ。)が法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用教育を提供する場合には、
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもとあるのは、「法第十九条第一項第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、「法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、「法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設を現に利用している法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第四条第二項第二号の規定により定められた法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
- 第三十七条** 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあつては、その利用定員(法第二十九条第一項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数を一人以上五人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成二十六年厚生労働省令第六十二号)第二十八条に規定する小規模保育事業A型をいう。)及び小規模保育事業B型(同省令第三十一条に規定する小規模保育事業B型をいう。)にあつては、その利用定員の数を六人以上十九人以下、小規模保育事業C型(同省令第三十三条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第四条において同じ。)にあつては、その利用定員の数を六人以上十人以下、居宅訪問型保育事業においては、その利用定員の数を一人とする。
- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、法第十九条第一号第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第四十二条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、其済組合等(児童福祉法第六条の三第十二項第一号ハに規定する其済組合等をいう。)に係るものにあつては其済組合等の構成員(同号ハに規定する其済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どももとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする)を、満一歳に満たない小学校就学前子どもと満一歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。
- 第三章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準**
- 第一节 利用定員に関する基準**
- (利用定員)**
- 3 特定教育・保育施設が、第一項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、本章(第六条第三項及び第七条第二項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第六条第二項中「利用の申込みに係る法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは、「利用の申込みに係る法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、第十三条第四項第三号中「除き、同項第二号に掲げる小学校就学前子どもの数」にあつては主食の提供に係る費用に限る。)とあるのは、「除く。」とする。

3 前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あつせん、調整及び要請に対する協力)

第四十条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第五十四条第一項の規定により市町村が行うあつせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第二十四条第三項(同法附則第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

第十四条 第四十二条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもたちの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならぬ。

第十五条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業を行う者を除く。この項において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定子ども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

第十六条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定子ども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

二 必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。)を提供すること。

三 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども(事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあっては、第三十七条第二項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第三十七条规定号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、前項本文の規定にかかるらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所支援施設(児童福祉法第四十二条に規定する障害児入所施設をいう。)の他の市町村の指定する施設(以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

3 事業所内保育事業を行う者であつて、第三十七条第二項の規定により定める利用定員が二十人以上ものについては、第一項本文の規定にかかるらず、連携施設の確保に当たって、第一項第一号及び第二号に係る連携協力を求めるることを要しない。

4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第四十三条 特定地域型保育特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第五十条において準用する第十四条において同じ。)を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第二十九条第三項第二号に掲げる額(当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第三十条第二項第二号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第三十条第二項第三号に規定する市町村が定める額とする。)をいいう。)の支払を受けるものとする。

2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないとときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額(法第二十九条第三項第一号に掲げる額(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額))をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第三十条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第三十条第二項第三号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)をいいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

3 特定地域型保育事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

4 特定地域型保育事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

一 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品

二 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用

三 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

四 前三号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であると認められるもの負担させることが適当と認められるもの

5 特定地域型保育事業者は、前四項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定地域型保育事業者は、第三項及び第四項の金額の支払を求める際は、あらかじめ、当該金額の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によつて明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第四項の規定による金額の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(特定地域型保育の取扱方針)

第四十四条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十五条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(特定地域型保育に関する評価等)

第四十五条 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
2 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(運営規程)
第四十六条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規

程（第五十条において準用する第二十三条において、「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

二 事業の目的及び運営の方針 提供する特定地域型保育の内容

三 職員の職種、員数及び職務の内容

特定地域の保育の提供を行なう及び時間提供を行わない日支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額

六 利用定員

七 特定地域型保育事業の利用の開始・終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第三十一条第二項に規定する選考方法を含む。）

八 緊急時等における対応方法

十九 非常災害対策 書の方上の二つの階層に関する事項

十一　その他特定地域保育事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)
第三回 戻り来すは、玄蕃といふ才人、直刀は三也戻り来るとは是共一の二

第四十七條 特定地域保育事業者は、支給認定子とともに、適切な特定地域保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によつ

て特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

い。
（宝鏡の尊丁）

第四十八条 特定地域型保育事業者は、利用定員の定員を超えて特定地域型保育の提供を行つてはな

第四十九条 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次の各号に掲

第四十七条に定めるものは第十九条の規定
次条において準用する第十二条に規定する提供した特定地域保育に係る必要な事項の提供の

記録

第三四五 次条において準用する第十九条に規定する市町村への通知に係る記録
次条において準用する第三十条第一項に規定する苦情の内容等の記録
次条において準用する第三十二条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った处置についての記録

(施設型給付費等に関する経過措置)

第三条 特定教育・保育施設が法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合においては、当分の間、第十三条第一項中「法第二十七条第三項第二号に掲げる額」とあるのは「法附則第九条第一項第一号イに規定する市町村が定める額」と、「法第二十八条第二項第二号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第九条第一項第二号ロ(1)に規定する市町村が定める額」と、同条第二項中「法第二十七条第三項第一号に規定する額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第九条第一項第一号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)及び同号ロ(1)に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第九条第一項第二号ロ(1)に規定する市町村が定める額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第九条第一項第二号ロ(2)に規定する市町村が定める額」とする。

特定地域型保育事業者が法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにに対して特別利用保育を提供する場合には、第四十三条第一項中「法第三十

特定地域型保育事業者が法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合においては、第四十三条第一項中「法第三十条第二項第二号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第九条第一項第三号イ(1)に規定する市町村が定める額」と、同条第二項中「法第三十条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第九条第一項第三号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)」及び同号イ(2)に規定する市町村が定める額とする。

四条 小規模保育事業C型にあつては、この府令の施行の日から起算して五年を経過する日までに、第三十七条第一項中「六人以上十人以下」とあるのは「六人以上十五人以下」とする。

間、第三十七条第一項中「六人以上十人以下」とあるのは「六人以上十五人以下」とする。
（連携施設に関する経過措置）

五条 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第五十九条第四号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、第四十二条第一項本文の規定にかかわらず、この府令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

間 第二十七条第一項中 六、
(連携施設に関する経過措置)

第五条 特定地域保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第五十九条第四号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる市町村が認める場合は、第42条第一項本文の規定にかかわらず、この府令の施行の日から起算して五年を経過する日まで

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準
(趣旨)

第一条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下「法」という。)第十三条第二項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第十三条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県(指定都市等(同条第一項に規定する指定都市等をいう。以下同じ。)の区域内に所在する幼保連携型認定こども園(都道府県が設置するものを除く。)については、当該指定都市等。以下同じ。)が条例を定めるに当たって従うべき基準(第四条、第五条、第十三条第二項(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第八条ただし書の規定を読み替えて準用する部分に限る。)、附則第二条第一項及び附則第三条の規定による基準

二 法第十三条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準(第六条、第七条第一項から第六項まで、第十三条第一項(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条第八号の規定を準用する部分に限る。)及び第二項(同令第八条ただし書の規定を読み替えて準用する部分に限る。)第十四条、附則第二条第二項並びに附則第四条の規定による基準

三 法第十三条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準(第九条第一項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)、第十二条及び第十三条第一項(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第九条から第九条の三まで、第十一条(第四項ただし書を除く。)、第十四条の二並びに第三十二条の二(後段を除く。)の規定を読み替えて準用する部分に限る。)の規定による基準

四 法第十三条第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この命令に定める基準のうち、前三号に定める規定による基準以外のもの

法第十三条第二項の主務省令で定める基準は、都道府県知事(指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園(都道府県が設置するものを除く。)については、当該指定都市等の長。次条及び第三条において同じ。)の監督に属する幼保連携型認定こども園の園児(法第十四条第六項に規定する園児をいう。以下同じ。が、明るくて、衛生的な環境において、栄養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

3 内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、法第十三条第二項の主務省令で定める基準を常に向上させるよう努めるものとする。

(設備運営基準の目的)

第二条 法第十三条第一項の規定により都道府県が条例で定める基準(次条において「設備運営基準」という。)は、都道府県知事の監督に属する幼保連携型認定こども園の園児が、明るくて、衛生的な環境において、栄養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(設備運営基準の向上)

第三条 都道府県知事は、その管理に属する法第二十五条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴き、その監督に属する幼保連携型認定こども園に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 都道府県は、設備運営基準を常に向上させるよう努めるものとする。

(学級の編制の基準)

第四条 満三歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

3 2 一学級の園児数は、三十五人以下を原則とする。

平成二十六年四月三十日

○内閣閣府
厚生労働省令第一号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第十三条第二項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を次のように定める。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎
文部科学大臣臨時代理
国務大臣 田村 憲久
厚生労働大臣 田村 憲久

(職員の数等)

第五条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭(次項において「保育教諭等」という。)を一人以上置かなければならない。

2 特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の三分の一の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもつて代えることができる。

3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育(満三歳未満の園児については、その保育、以下同じ)に直接從事する職員の数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、當時二人を下つてはならない。

園児の区分	員	数
一 満四歳以上の園児	おおむね三十人につき一人	
二 満三歳以上満四歳未満の園児	おおむね二十人につき一人	
三 満一歳以上満三歳未満の園児	おおむね六人につき一人	
四 満一歳未満の園児	おおむね三人につき一人	

備考

この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十九年法律第二百四十七号)を有し、かつ、児童福祉法(昭和二十二年法律第二百六十四号)第十八条第一項の登録(以下この号において「登録」という。)を受けたものに限る)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る)、主幹保育教諭、指導保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接從事する者の数をいう。

二 この表に定める員数は、同表の上欄の園児の区分ごとに下欄の園児数に応じ定める数を合算した数とする。

三 この表の第一号及び第二号に係る員数が学級数を下るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。

四 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を一人増加するものとする。

4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第十三条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条の二(後段を除く。第七条第三項において同じ。)の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあっては、調理員を置かないことができる。

5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

- 一 幼保連携型認定こども園長又は教頭
- 二 主幹保育教諭、養護教諭又は養護助教諭
- 三 事務職員
- (園舎及び園庭)

4 前項ただし書の場合において、三階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満三歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。

5 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。

6 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

7 一 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学級数	面積(平方メートル)
一学級	180

二 満三歳未満の園児数に応じ、次条第六項の規定により算定した面積

学級数	面積(平方メートル)
二学級以下	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$
三学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$

3 二 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

4 一 次に掲げる面積のうちいかで大きい面積

5 イ 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学級数	面積(平方メートル)
二学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$

6 第七条 園舎には、次に掲げる設備(第二号に掲げる設備については、満二歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。)を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戲室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

7 一 職員室

二 乳児室又はほいく室

三 保育室

四 遊戲室

五 保健室

六 調理室

七 使所

8 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備

9 保育室(満三歳以上の園児に対する食事の提供について、第十三条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条の二に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあっては、第一項の規定にかかるらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園において、当該食事の提供を行なう幼保連携型認定こども園は、第一項の規定にかかるわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法によることとしまだなお当該幼保連携型認定こども園において行なうことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

4 園児に対する食事の提供について、幼保連携型認定こども園内で調理する方法により行う園児数が二十人に満たない場合においては、当該食事の提供を行なう幼保連携型認定こども園は、第一項の規定にかかるわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行なうために必要な調理設備を備えなければならない。

飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と區別して備えなければならない。

6 次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。

一 乳児室

一・六五平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積

二 ほふく室

三・三平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積

三 保育室又は遊戯室

一・九八平方メートルに満二歳以上の園児数を乗じて得た面積

四 放送聴取設備

第一項に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。

五 映写設備

第一項に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。

六 会議室

第一項に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。

(園具及び教具)

第八条 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

2 前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

(教育及び保育を行う期間及び時間)

第九条 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならぬ。

一 每学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、三十九週を下つてはならないこと。

二 教育に係る標準的な一日当たりの時間（次号において「教育時間」という。）は、四時間とし、

三 園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。

要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含むは、一日につき八時間の原則とす

ること。

2 前項第三号の時間については、その地方における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。

(子育て支援事業の内容)

第十一条 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所

在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。その際、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めるものとする。

(掲示)

第十二条 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五十四条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条中「児童が」とあるのは、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児（以下「園児」といふ）」とあるのは、「児童」とあるのは、「園児の」と読み替えるものとする。

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用)

第十三条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第四条、第五条第一項、第二項及び第四項、第七条の二、第九条から第九条の三まで、第十二条（第四項ただし書を除く。）、第十四条の二、第十四の三第一項、第三項及び第四項、第三十二条第八号、第三十二条の二（後段を除く。）並びに第三十六条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

設の設備及び運営に関する基準の規定	読み替える児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の規定	読み替える字句	
		第四条第一項	読み替える字句
第四条第二項	第四条第一項	最低基準	設備運営基準
第四条の見出し及び同条第二項	第五条第一項	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進による教育、保育等の運営基準	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進による教育、保育等の運営基準
第五条第一項	入所している者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進による教育、保育等の運営基準	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進による教育、保育等の運営基準
第五条第二項及び第十一条第一項第五項	児童の	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進による教育、保育等の運営基準	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進による教育、保育等の運営基準
第七条の二第一項	園児の	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進による教育、保育等の運営基準	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進による教育、保育等の運営基準
第九条の見出し	園児	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進による教育、保育等の運営基準	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進による教育、保育等の運営基準
第九条並びに第十二条第一項及び第三項	法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進による教育、保育等の運営基準	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進による教育、保育等の運営基準
第九条の二	児童の	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進による教育、保育等の運営基準	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進による教育、保育等の運営基準
第九条の三	園児	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進による教育、保育等の運営基準	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進による教育、保育等の運営基準
第九条の二	又は入所	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進による教育、保育等の運営基準	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進による教育、保育等の運営基準
第九条の二	入所中の児童	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進による教育、保育等の運営基準	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進による教育、保育等の運営基準
第九条の二	当該児童	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進による教育、保育等の運営基準	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進による教育、保育等の運営基準
第九条の二	園児	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進による教育、保育等の運営基準	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進による教育、保育等の運営基準
第九条の二	当該園児	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進による教育、保育等の運営基準	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進による教育、保育等の運営基準
その児童等	入所中の児童等	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進による教育、保育等の運営基準	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進による教育、保育等の運営基準
園児	法第四十七条	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進による教育、保育等の運営基準	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進による教育、保育等の運営基準

とあるのは、「その運営上必要と認められる場合は」と、設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と読み替えるものとする。

第十四条 幼稚園設置基準（昭和三十一年文部省令第三十二号）第七条の規定は、幼稚園設置基準（昭和三十一年文部省令第三十二号）第七条の規定は、**保育施設**と**幼稚園**について準用する。この場合において、同一条第一項中「**児童の教育上**」とあるのは、「**その運営上**」と、同一条第二項中「**施設及び設備**」とあるのは、「**設備**」と読み替えるものとする。

第一条 この命令は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号。以下「一部改正法」という。)の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。

辨一都 通志卷之五十一 第五卷第三頁

			第十四条の三第三項
第三十二条第八号イ	第三十二条第八号		
物の耐火建築物又は同様に規定する準耐火建築物(同一号口に該当するもの)	又は遊戲室	施助援助の実施には法第六十項の規定による若者実施には法第二四条第第五項若者実施には母子扶養措置に係る	教育及び保育並びに子育ての支援について
、	、遊戲室又は便所		

11

第三十二卷第十一期

第三十二条第八号ハ

第三十二条第八号八

第三十二條の二

第十一條第一項

THE JOURNAL OF CLIMATE

卷之三

功兒

卷之三

110

第三十六章

入所している

保育

児童福祉施設の設備及び運営に関する

設備について準用する。この場合において

とあるのは職員については、他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる。と、設備については、他の

の学校・社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ

第六 三項 第六 項	定 める 読み替 え規
要件を満たす	読み替えられる字句
第十三条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条第八号イ、ロ及びヘに掲げる	耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備える

第六項 第六条	第六項 第六条	読み替 える規 定	読み替 える字 句
一　次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積	一　次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積		
学級数　面 積 (平方メートル) 二学級　180 二学級　320+100×(学級数-2)	学級数　面 積 (平方メートル) 二学級　330+30×(学級数-1) 三学級　400+80×(学級数-3)		

第六項 第七条	第六項 第七条	第六項 第七条	第六項 第七条
口　三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積	一　乳児室　一・六五平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積 二　ほふく室　三・三平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積 三　保育室又は遊戲室　一・九八平方メートルに満二歳以上の園児数を乗じて得た面積	一　乳児室　一・六五平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積 二　ほふく室　三・三平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積	口　三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積
学級数　面 積 (平方メートル) 二学級　330+30×(学級数-1) 三学級　400+80×(学級数-3)	学級数　面 積 (平方メートル) 二学級　330+30×(学級数-1) 三学級　400+80×(学級数-3)	学級数　面 積 (平方メートル) 二学級　330+30×(学級数-1) 三学級　400+80×(学級数-3)	

第六項 第七条	第六項 第七条	第六項 第七条	第六項 第七条
口　三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積	一　乳児室　一・六五平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積 二　ほふく室　三・三平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積 三　保育室又は遊戲室　一・九八平方メートルに満二歳以上の園児数を乗じて得た面積	一　乳児室　一・六五平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積 二　ほふく室　三・三平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積	口　三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積
学級数　面 積 (平方メートル) 二学級　330+30×(学級数-1) 三学級　400+80×(学級数-3)	学級数　面 積 (平方メートル) 二学級　330+30×(学級数-1) 三学級　400+80×(学級数-3)	学級数　面 積 (平方メートル) 二学級　330+30×(学級数-1) 三学級　400+80×(学級数-3)	

2 施行日の前日において現に保育所(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていること認められるものに限る。以下この条において同じ。)を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であつて、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭(第六条第七項第一号の面積以上の面積のものに限る。)を設けるものは、当分の間、同条第五項の規定にかかるらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満三歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。

- 一 園児が安全に移動できる場所であること。
- 二 園児が安全に利用できる場所であること。
- 三 園児が日常的に利用できる場所であること。

3 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であつて、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭(第六条第七項第一号の面積以上の面積のものに限る。)を設けるものは、当分の間、同条第五項の規定にかかるらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満三歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。

○厚生労働省令第六十一条号

○厚生労働省令第六十一条号 第三十四条の十六第二項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を次のように定める。

平成二十六年四月三十日

厚生労働大臣 田村 憲久

目次

- 第一章 総則（第一条～第二十一条）
- 第二章 児童福祉法（昭和二十一年法律第一百六十四号）第三十四条の十六第一項の規定により市町村が条例を定めるに当たって参考すべき基準
- 第三章 家庭的保育事業（第二十二条～第二十六条）
- 第四章 小規模保育事業等の設備及び運営に関する基準
- 第五章 附則（第二十七条～第二十九条）
- 第六章 小規模保育事業 A型（第三十条～第三十三条）
- 第七章 小規模保育事業 B型（第三十四条～第三十七条）
- 第八章 小規模保育事業 C型（第三十八条～第三十九条）
- 第九章 居宅訪問型保育事業（第三十七条～第四十一条）
- 第十章 事業所内保育事業（第四十二条～第四十八条）
- 第十一章 附則（第四十九条～第五十一条）

第一章 総則

（趣旨）

第一条 児童福祉法（昭和二十一年法律第一百六十四号。以下「法」という。）第三十四条の十六第二項の規定による基準を定める。

第二条 本省令で定める基準以外のものには、同条第十二項第二号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて保育を行う場合は、当該児童を含む。

第三条 本省令は、その管理に属する法第八条第四項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聞き、その監督に属する家庭的保育事業等を行なう者（以下「家庭的保育事業者等」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。

第四条 市町村は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。

第五条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

第六条 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に對し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

第七条 家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならぬ。

第八条 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

第九条 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行なう場所を除く。次項、次条第二号、第十四条第二項及び第三項、第十五条第一項並びに第十六条において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するため必要な設備を設けなければならない。

第十条 家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危険防止に十分な考慮を払つて設けられなければならない。

第一条 第三十六条、第四十一条、第四十六条及び第四十八条において準用する場合を含む。）、第二十七条、第二十八条第一号（調理設備に係る部分に限る。）（第三十二条及び第四十八条において準用する場合を含む。）及び第四号（調理設備に係る部分に限る。）（第三十二条及び第四十八条において準用する場合を含む。）、第三十三条第一号（調理設備に係る部分に限る。）及び第四十九号（調理設備に係る部分に限る。）（第三十五条、第三十七条、第四十条、第四十三条第一号（調理室に係る部分に限る。）及び第五号（調理室に係る部分に限る。））、第四十五条並びに附則第一条から第五条までの規定による基準

第二条 法第三十四条の十六第一項の規定により、同条第二項第一号及び第二号に掲げる事項以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参考すべき基準 この省令に定める基準のうち、前二号に定める規定による基準以外のものには、

第三条 設備運営基準は、市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）の監督に属する家庭的保育事業等（法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。）を利用する乳児又は幼児満三歳に満たない者に限り、法第六条の三第九項第二号、同条第十項第二号、同条第十一項第二号又は同条第十二項第二号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて保育を行う場合は、当該児童を含む。以下同じ。）（以下「利用乳幼児」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

第四条 厚生労働大臣は、設備運営基準を常に向上させるよう努めるものとする。

第五条 法第三十四条の十六第一項の規定により市町村が条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、利用乳幼児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

第六条 市町村長は、その管理に属する法第八条第四項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聞き、その監督に属する家庭的保育事業等を行なう者（以下「家庭的保育事業者等」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。

第七条 市町村は、最低基準を常に向上させなければならない。

第八条 家庭的保育事業者等は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

第九条 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

第十条 家庭的保育事業者等の一般原則

第十一条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

第十二条 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に對し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

第十三条 家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならぬ。

第十四条 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

第十五条 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行なう場所を除く。次項、次条第二号、第十四条第二項及び第三項、第十五条第一項並びに第十六条において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するため必要な設備を設けなければならない。

第十六条 家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危険防止に十分な考慮を払つて設けられなければならない。

(保育所等との連携)

第六条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行なう者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、第七条第一項、第十四条第二項及び第二項、第十五条第一項及び第五項、第十六条並びに第十七条第一項から第三項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満三歳以上の児童に対し必要な教育(教育基本法(平成十八年法律第二百二十号)第六条第一項に規定する法律に定める学校において行なわれる教育をいう。第三号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を除く。)第十六条第二項第三号において同じ。)を行なう家庭的保育事業者等については、この限りでない。

一 利用乳幼児に集團保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

二 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。)を提供すること。

三 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けたいた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。)の利用乳幼児にあつては、第四十一条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。)の利用乳幼児にあつては、第四十一条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

四 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

五 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

第十四条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならぬ。

2 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

3 居宅訪問型保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならぬ。

4 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

5 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

(衛生管理等)

第十五条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法(第十条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。

家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならぬ。

3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならぬ。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従つて行わなければならない。

5 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(食事)

第十六条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第一項の規定にかかるべく、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うこととしている場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によるところとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

1 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

2 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

3 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。

4 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じること

五 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に適応すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第六条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

第七条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等)

第八条 家庭的保育事業者等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等)

第九条 家庭的保育事業者等の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

(家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等)

第十条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第十二条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

2

搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

一 連携施設
二 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業（法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業をいう。以下同じ。）若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等

三 学校給食法（昭和二十九年法律第二百六十号）第三条第二項に規定する義務教育諸学校又は同法第六条に規定する共同調理場（家庭的保育事業者等が離島その他の地域であつて、第一号及び第二号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて家庭的保育事業等を行う場合に限る。）

（利用乳幼児及び職員の健康診断）

第十七条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。
2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。

（家庭的保育事業所等内部の規程）

第十八条 家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

第一項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は法第二十四条第六項の規定による措置を解除又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。

（家庭的保育事業等の職員の健康診断に当たつては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、

細密な注意を払わなければならない。

（家庭的保育事業所等内部の規程）

第一項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は法第二十四条第六項の規定による措置を

解除又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。

（家庭的保育事業等の職員の健康診断に当たつては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、

細密な注意を払わなければならない。

（家庭的保育事業所等内部の規程）

第一項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は法第二十四条第六項の規定による措置を

解除又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。

（家庭的保育事業等の職員の健康診断に当たつては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、

細密な注意を払わなければならない。

（家庭的保育事業所等内部の規程）

第一項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は法第二十四条第六項の規定による措置を

解除又は停止する等必要な手續をとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。

（家庭的保育事業等の職員の健康診断に当たつては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、

細密な注意を払わなければならない。

（家庭的保育事業所等内部の規程）

（苦情への対応）

第二十一条 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関して、当該保育の提供又は法第二十四条第六項の規定による措置に係る市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

第二章 家庭的保育事業

（設備の基準）

第二十二条 家庭的保育事業は、次条第二項に規定する家庭的保育者の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）であつて、次の各号に掲げる要件を満たすものとして、市町村長が適当と認める場所（次条において「家庭的保育事業を行う場所」という。）で実施するものとする。

1 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。

2 前号に掲げる専用の部屋の面積は九・九平方メートル（保育する乳幼児が三人を超える場合は、九・九平方メートルに三人を超える人数一人につき三・三平方メートルを加えた面積）以上であること。

3 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。

4 衛生的な調理設備及び便所を設けること。

5 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近にあるこれに代わるべき場所を含む。次号において同じ。）があること。

6 前号に掲げる庭の面積は、満二歳以上の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。

7 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消防訓練及び避難訓練を定期的に実施すること。

（職員）

第二十三条 家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

1 調理業務の全部を委託する場合

2 第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合

3 家庭的保育者（法第六条の三第九項第一号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当する者とする。

1 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者

2 法第十八条の五各号及び法第三十四条の二十第一項第四号のいずれにも該当しない者

3 家庭的保育者一人が保育ができる乳幼児の数は、三人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者（市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であつて、家庭的保育者を補助するものをいう。第三十四条第二項において同じ。）とともに保育する場合には、五人以下とする。

（保育時間）

第二十四条 家庭的保育事業における保育時間は、一日につき八時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者（次条及び第三十六条において「家庭的保育事業者」という。）が定めるものとする。

(保育の内容)

第二十五条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十五条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

第二十六条 家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第三章 小規模保育事業

第一節 通則

(小規模保育事業の区分)

第二十七条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。

第二節 小規模保育事業A型

(設備の基準) 第二十八条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

一 乳児又は満二歳に満たない幼児を利用する小規模保育事業所A型には、乳児室又ははぶく室、調理設備及び便所を設けること。

二 乳児室又ははぶく室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。

三 乳児室又ははぶく室には、保育に必要な用具を備えること。

四 満二歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号並びに第三十三条第四号及び第五号において同じ。）、調理設備及び便所を設けること。

五 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。

六 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

七 乳児室、はぶく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を二階に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。

イ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物であること。

ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

（職員） 第二十九条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならぬ。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型については、調理員を置かないことができる。

チ 小規模保育事業所A型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

二階	階	区分	避難用	常用	二階	階	区分	避難用	常用
避難用	常用	1 屋内階段	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋外階段						
常用	常用	2 屋外階段	2 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋外階段						
4 屋外階段	4 屋外階段	3 屋外階段	3 屋外階段	3 屋外階段	3 屋外階段	3 屋外階段	3 屋外階段	3 屋外階段	3 屋外階段

三階	常用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段
1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段	2 屋外階段	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段
2 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋外階段	3 屋外階段	2 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋外階段
3 屋外階段	4 屋外階段	3 屋外階段

（職員） 第二十九条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならぬ。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型については、調理員を置かないことができる。

チ 小規模保育事業所A型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

一 乳児 おおむね三人につき一人

二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人

三、満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人 (法第六条の三第十項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

四、満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人

前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第三十条 第二十四条から第二十六条までの規定は、小規模保育事業A型について準用する。この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは、「小規模保育事業A型を行う者(第三十条において準用する次条及び第二十六条において「小規模保育事業者(A型)」といふ。)」と、第二十五条及び第二十六条中「家庭的保育事業者」とあるのは、「小規模保育事業者(A型)」とする。

第三十一条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士その他の保育に従事する職員として市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

一 乳児 おおむね三人につき一人

二 満三歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人

三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人 (法第六条の三第十項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

四、満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第三十二条 第二十四条から第二十六条まで及び第二十八条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは、「小規模保育事業B型を行う者(第三十二条において「家庭的保育事業者(B型)」といふ。)」と、第二十五条及び第二十六条中「家庭的保育事業者」とあるのは、「小規模保育事業者(B型)」とする。

一 小規模保育事業所A型とあるのは、「小規模保育事業所B型」とする。

第四節 小規模保育事業C型
(設備の基準)

第三十三条 小規模保育事業C型を行う事業所(以下「小規模保育事業所C型」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

一 乳児又は満二歳に満たない幼児を利用する小規模保育事業所C型には、乳児室又ははぶく室、調理設備及び使所を設けること。
二 乳児室又ははぶく室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。
三 乳児室又ははぶく室には、保育に必要な用具を備えること。
四、満二歳以上の幼児を利用する小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び使所を設けること。

五、保育室又は遊戯室の面積は、満二歳以上の幼児一人につき三・三平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。

六、保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

七、保育室等を二階以上に設ける建物は、第二十八条第七号に掲げる要件に該当するものであることを。

第三十四条 小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならぬ。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所C型又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所C型にあっては、調理員を置かないことができる。

2 家庭的保育者一人が保育することができる乳幼児の数は、三人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、五人以下とする。

第三十五条 小規模保育事業所C型は、法第六条の三第十項の規定にかかわらず、その利用定員を六人以上十人以下とする。

(準用)

第三十六条 第二十四条から第二十六条までの規定は、小規模保育事業C型について準用する。この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは、「小規模保育事業C型を行う者(第三十六条において「家庭的保育事業者(C型)」といふ。)」と、第二十五条及び第二十六条中「家庭的保育事業者」とあるのは、「小規模保育事業者(C型)」とする。

第四章 居宅訪問型保育事業

(居宅訪問型保育事業)

第三十七条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。

一 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育

二 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第三十四条第五項又は第四十六条第五項の規定による便用の提供に応じるために行う保育

三 法第二十四条第六項に規定する措置に応じるために行う保育

四 母子家庭等(母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第六条第四項に規定する母子家庭等をいう。)の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市町村が認める乳幼児に対する保育

五 離島その他の地域であつて、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市町村が認めるものにおいて行う保育

(設備及び備品)

第三十八条 居宅訪問型保育事業者が当該事業を行なう事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(職員)

第三十九条 居宅訪問型保育事業において家庭的保育者一人が保育することができる乳幼児の数は一人とする。

(居宅訪問型保育連携施設)

第四十条 居宅訪問型保育事業者は、第三十七条第一号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便用の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設(法第四十二条に規定する障害児入所施設をいう。)その他の市町村の指定する施設(この条において「居宅訪問型保育連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて居宅訪問型保育事業を行なう居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

(準用)
第四十一条 第二十四条から第二十六条までの規定は、居宅訪問型保育事業について適用する。この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行ふ者（次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という）」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」と、第二十五条及び第二十六条中「家庭的保育事業者」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」とする。

第五章 事業所内保育事業

（利用定員の設定）

第四十二条 事業所内保育事業を行う者（以下この章において「事業所内保育事業者」という。）は、次の表の上欄に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるその他の乳児又は幼児（法第六条の三第三項第一号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をいう。）の数を跨まえて市町村が定める乳幼児数以上の定員枠を設けなくてはならない。

利 用 定 員 数	そ の 他 の 乳 児 又 は 幼 児 の 数
一人以上五人以下	一人
六人以上七人以下	二人
八人以上十人以下	三人
十人以上十五人以下	四人
十六人以上十七人以下	五人
二十一人以上二十五人以下	六人
二十六人以上三十人以下	七人
三十二人以上四十人以下	十人
四十一人以上五十人以下	十二人
五十一人以上六十人以下	十五人
六十人以上七十人以下	二十人
七十一人以上	

（設備の基準）

第四十三条 事業所内保育事業（利用定員が二十人以上のものに限る。以下この条、第四十五条及び第四十六条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。乳児又は満二歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室（当該保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第五号において同じ。）及び便所を設けること。

二 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき一・六五平方メートル以上であること。

三 ほふく室の面積は、乳児又は第一号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。

四 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。

五 満二歳以上の幼児（法第六条の三第三項第二号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものを受け入れる場合にあっては、当該児童を含む。以下この章において同じ。）を入所させる事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所内保育室等を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びハの要件に、保育室等を三階以上に設けること。

六 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。

七 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

八 保育室等を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びハの要件に該当するものであること。
イ 建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物であること。

口 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

二階 常用 避難用 区分

1 屋内階段 常用 施設 又は 設備

2 屋外階段 常用 施設 又は 設備

1 構造の屋内階段 常用 施設 又は 設備

2 待避上有効なバルコニー 常用 施設 又は 設備

3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 常用 施設 又は 設備

4 屋外階段 常用 施設 又は 設備

1 建築基準法施行令第二百二十三条规定各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋外階段 常用 施設 又は 設備

2 建築基準法施行令第二百二十三条规定各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋外階段 常用 施設 又は 設備

3 屋外階段 常用 施設 又は 設備

1 建築基準法施行令第二百二十三条规定各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋外階段 常用 施設 又は 設備

2 建築基準法施行令第二百二十三条规定各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋外階段 常用 施設 又は 設備

3 屋外階段 常用 施設 又は 設備

1 建築基準法施行令第二百二十三条规定各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋外階段 常用 施設 又は 設備

2 建築基準法施行令第二百二十三条规定各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋外階段 常用 施設 又は 設備

3 屋外階段 常用 施設 又は 設備

1 建築基準法施行令第二百二十三条规定各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋外階段 常用 施設 又は 設備

2 建築基準法施行令第二百二十三条规定各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋外階段 常用 施設 又は 設備

3 屋外階段 常用 施設 又は 設備

1 建築基準法施行令第二百二十三条规定各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋外階段 常用 施設 又は 設備

2 建築基準法施行令第二百二十三条规定各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋外階段 常用 施設 又は 設備

3 屋外階段 常用 施設 又は 設備

1 建築基準法施行令第二百二十三条规定各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋外階段 常用 施設 又は 設備

2 建築基準法施行令第二百二十三条规定各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋外階段 常用 施設 又は 設備

3 屋外階段 常用 施設 又は 設備

ホ 保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

ヘ 保育室等その他乳幼児が出入り、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

チ 保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

(職員)

第四十四条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならぬ。

ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことがで

きる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、

保育所型事業所内保育事業所一につき一人を下回ることはできない。

一 乳児 おおむね三人につき一人

二 満三歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人

三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人(法第六条の三第三十二項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

四 満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たつては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保

健師又は看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。

(連携施設に関する特例)

第四十五条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあっては、連携施設の確保に当たつて、第六条第

四条及び第二号に係る連携協力を求めることを要しない。

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たつては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保

健師又は看護師を一人に限り、保育士とみなすことができる。

第四十六条 第二十四条から第二十六条までの規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。

この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「保育所型事業所内保育事業を行う者(第四十六条において「保育所型事業所内保育事業者」という。)」と、第二十五条及び第二十六条中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業者」とする。

(職員)

第四十七条 事業所内保育事業(利用定員が十九人以下のものに限る。以下この条及び次条において

「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条及び次条において「小規模型事

業所内保育事業所」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修(市

町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部

を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数

以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

一 乳児 おおむね三人につき一人

二 満三歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人

三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人(法第六条の三第三十二項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

四 満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たつては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第四十八条 第二十四条から第一十六条まで及び第二十八条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、第二十五条及び第二十六条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、第二十八条柱書き中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、「調理設備附同条第一号中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」、「調理設備附とあるのは「調理設備(当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第四号において同じ。)」と、同条第四号中「法第六条の三第十項第二号」とあるのは「法第六条の三第三十二項第二号」と、「次号」とあるのは「第四十八条において準用する第二十八条第五号」とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十二年四月法律第六十七号)の施行の日から施行する。

(食事の提供の経過措置)

第二条 この省令の施行の日の前日において現に存する法第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設若しくは事業を行う者が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、二年

の省令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間は、第十五条、第二十二条第四号(調理設備による部分に限る。)、第二十三条第一項(調理員による部分に限る。)、第二十八条第一号(調理設備による部分に限る。)、第二十九条第一項(調理員による部分に限る。)、第三十一条第一項(調理員による部分に限る。)及び第四十条第一項(調理員による部分に限る。)、第四十一条第一項(調理室による部分に限る。)及び第四十二条第一項(調理室による部分に限る。)、第四十三条第一号(調理室による部分に限る。)及び第四十四条第一項(調理室による部分に限る。)、第四十五条第一項(調理員による部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。

第三条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第五十九条第四号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる市町村が認める場合は、第六条第一項本文の規定にかかるらず、この省令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

(小規模保育事業B型に関する経過措置)

第四条 第三十一条及び第四十七条の規定の適用については、第二十三条第二項に規定する家庭的保育者又は同条第三項に規定する家庭的保育補助者は、この省令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、第三十一条第一項及び第四十七条第一項に規定する保育従事者とみなす。

(利用定員に関する経過措置)

第五条 小規模保育事業C型にあつては、第三十五条の規定にかかるらず、この省令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、その利用定員を六人以上十五人以下とすることができる。

○厚生労働省令第六十二号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行に伴い、並びに児童福祉法第四十五条第二項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年四月三十日

厚生労働大臣 田村 憲久

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改める。

第十二条第三項中「保育の実施」を「保育の提供若しくは法第二十四条第五項若しくは第六項の規定による措置」に改める。

第十三条中「児童福祉施設」の下に「（保育所を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2 保育所は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要な事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

一 施設の目的及び運営の方針

二 提供する保育の内容

三 職員の職種、員数及び職務の内容

四 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

五 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額

六 乳児、満三歳に満たない幼児及び満三歳以上の幼児の区分ごとの利用定員

七 保育所の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たつての留意事項

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

十 虐待の防止のための措置に関する事項

十一 保育所の運営に関する重要な事項

第十四条の三第三項中「保育の実施」を「保育の提供若しくは法第二十四条第五項若しくは第六項の規定による措置」に改める。

第三十二条第八号の表中
避難用

建築基準法施行令第二百二十三条规定する

第三項各号に規定する

構造の屋外階段

第三十二条第八号の表中
避難用

建築基準法施行令第二百二十三条规定する

構造の屋外階段

第三項各号に規定する

構造の屋外階段

第三十三条第二項中「認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「就学前保育等推進法」という。）第七条第一項に規定する認定こども園をいう。）である保育所（以下「認定保育所」という。）にあつては、幼稚園（学校教育法第一条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）と同様に一日に四時間程度利用する児童（以下「短時間利用児」という。）おおむね三十五人につき一人以上、一日に八時間程度利用する児童（以下「長時間利用児」という。）おおむね二十人につき一人以上）及び「認定保育所にあつては、短時間利用児おおむね三十五人につき一人以上、長時間利用児おおむね三十人につき一人以上」を削る。

第三十六条の二を次のように改める。
(業務の質の評価等)

第三十六条の二 保育所は、自らその行う法第三十九条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 保育所は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

第三十六条の三を次のように改める。

第三十六条の三 削除
附則第九十四条を次のように改める。

第三十六条の二 保育所は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

第三十六条の三 削除
附則第九十四条を次のように改める。

第九十四条 削除

この省令は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日から施行する。

○厚生労働省令第六十三号
児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十四条の八の二第一項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を次のように定める。

平成二十六年四月三十日
厚生労働大臣 田村 審久
放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

（趣旨）

第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第三十四条の八の二第二項の厚生労働省令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第三十四条の八の二第一項の規定により、放課後児童健全育成事業（法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。）に従事する者及びその員数について市町村（特別区を含む。以下同じ。）が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第十条（第四項を除く。）及び附則第二条の規定による基準

二 法第三十四条の八の二第一項の規定により、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数以外の事項について市町村が条例を定めるに当たつて参考すべき基準 この省令に定める基準のうち、前号に定める規定による基準以外のもの

3 設備運営基準は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の監督に属する放課後児童健全育成事業を利用している児童（以下「利用者」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

3 厚生労働大臣は、設備運営基準を常に向上させるよう努めるものとする。

（最低基準の目的）

第二条 法第三十四条の八の二第一項の規定により市町村が条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、利用者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第三条 市町村長は、その管理に属する法第八条第四項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聞き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者(以下「放課後児童健全育成事業者」という)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市町村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と放課後児童健全育成事業者)

第四条 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならぬ。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(放課後児童健全育成事業の一般原則)

第五条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭・地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もつて当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

(放課後児童健全育成事業者)

(放課後児童健全育成事業者と非常災害対策)

第六条 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消防用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断的注意と訓練をする

2 前項の訓練のうち、避難及び消防に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。

(放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件)

第七条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論

2 放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第八条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(設備の基準)

第九条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(以下この条において「専用区画」という)を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならぬ。

5 専用区画の面積は、児童一人につきおおむね一・六五平方メートル以上でなければならない。

3 課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

(職員)

第十条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならぬ。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに二人以上とする。ただし、その一人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第五項において同じ)をもつてこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

1 保育士の資格を有する者

2 社会福祉士の資格を有する者

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

1 保育士の資格を有する者

2 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消防用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断的注意と訓練をする

2 前項の訓練のうち、避難及び消防に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。

(放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件)

第七条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論

2 放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第八条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(設備の基準)

第九条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(以下この条において「専用区画」という)を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならぬ。

2 専用区画の面積は、児童一人につきおおむね一・六五平方メートル以上でなければならない。

3 専用区画並びに第一項に規定する設備及び備品等(次項において「専用区画等」という)は、放

課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

(職員)

第十条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならぬ。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに二人以上とする。ただし、その一人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第五項において同じ)をもつてこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

1 保育士の資格を有する者

2 社会福祉士の資格を有する者

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

1 保育士の資格を有する者

2 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消防用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断的注意と訓練をする

2 前項の訓練のうち、避難及び消防に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。

(放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件)

第七条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論

2 放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第八条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(虐待等の禁止)

第十二条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第十三条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(運営規程)

第十四条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

1 事業の目的及び運営の方針
2 職員の職種、員数及び職務の内容
3 開所している日及び時間
4 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
5 利用定員
6 通常の事業の実施地域
7 事業の利用に当たつての留意事項
8 緊急時等における対応方法
9 非常災害対策
10 虐待の防止のための措置に関する事項
11 その他事業の運営に関する重要な事項

(放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)
第十五条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならぬ。

(秘密保持等)
第十六条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者の家族の秘密を漏らしてはならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者の家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第十七条 放課後児童健全育成事業者は、その行つた支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、その行つた支援に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、その行つた支援の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(開所時間及び日数)

第十八条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

1 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 一日につき八時間
2 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 一日につき三時間

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、一年につき二百五十日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

第十九条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第二十条 放課後児童健全育成事業者は、市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

第二十一条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

第二十二条 放課後児童健全育成事業者は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)の施行の日から施行する。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)の施行の日から施行する。

(職員の経過措置)

第二条 この省令の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間、第十条第三項の規定の適用について、「同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(平成三十二年三月三十一日までに修了することを予定している者を含む。)」とする。

官報正誤表

◎特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（内閣府令第三十九号）

八	七	七	六	六	五	ページ
上	下	上	下	上	下	段
十七	六 終わりから 十五	終わりから 十五	二十九	八 終わりから	十九	行
第四十三条第一項中	「支払を」とあるのは「支払を、	法第三十四条第五項	特定教育・保育	障害児入所支援施設	法第十九条第一号第三号	誤
当分の間、第四十三条第一項中	「額の支払いを」とあるのは「額の支払を、	法第四十六条第五項	特定地域型保育	障害児入所施設	法第十九条第一項第三号	正

◎家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第六十一号）

ページ	段	行	誤
二十一	上	段	
十三	終わりから	行	
保育室		誤	
保育室等		正	
◎児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（厚生労働省令第六十二号）			
二十	下	十八	第四十一条
十五	上	十八	第四十二条